

第23号議案

加東市消防団条例の一部を改正する条例制定の件

加東市消防団条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月4日提出

加東市長 岩根正

加東市条例第 号

加東市消防団条例の一部を改正する条例

加東市消防団条例（平成18年加東市条例第178号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のよう改める。

改 正 前	改 正 後
(報酬) 第13条 [略] 2～7 [略] 8 第2項の年額報酬は、当該年度中に支払い、第3項の出動報酬 は、出動実績に応じて、 <u>月ごとに</u> 支払うものとする。	(報酬) 第13条 [略] 2～7 [略] 8 第2項の年額報酬は、当該年度中に支払い、第3項の出動報酬 は、出動実績に応じて、 <u>半期ごとに</u> 支払うものとする。

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の加東市消防団条例の規定は、令和6年4月1日以後に出動した災害、警戒、訓練等に係る出動報酬について適用し、令和6年3月31日以前に出動した災害、警戒、訓練等に係る出動報酬については、なお従前の例による。

## 第23号議案 要旨

### 加東市消防団条例の一部改正（要旨）

#### 1 改正理由

令和6年10月1日から口座振込ごとに指定金融機関の振込手数料が発生することに伴い、歳出を削減するため、所要の改正を行うものである。

#### 2 改正内容

出動報酬の支払時期を改めること。（第13条関係）

#### 3 市財政への影響

月ごとに口座振替をする場合は、年に約8,500件の口座振込が見込まれ、約900,000円の振込手数料が発生する見込みだったが、半年ごとに口座振込をすることとした場合は、約1,900件の口座振込が見込まれ、約200,000円の振込手数料となり、約700,000円歳出を削減できる。

#### 4 施行期日 令和6年4月1日